

# ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度 (検討状況等について)

---

令和6年6月  
総務省  
基盤整備促進課

# ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

## BBユニバの対象 (※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

## 交付金

負担事業者(※2)から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者(※3)に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

## 事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等  
認可申請

④ 認可

## 支援対象事業者 (※3)

支援区域で  
BBユニバを提供

① コスト算定のための  
基礎データの算出

② 資料届出

交付金・  
負担金額  
の算定

交付金・  
負担金額  
の確定

基礎的電気通信  
役務支援機関  
TCA 一般社団法人電気通信事業者協会  
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

## 負担事業者 (※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑦ 交付金交付

⑥ 負担金納付

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限



# 支援区域とは(概要)

※下図で「法」とは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を、「省令」とは電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）をそれぞれ指す

## 単位区域【町又は字】

（省令第40条の8の2第1項）

## 支援区域

（法第110条の3第1項柱書）

### ●一者提供か、提供事業者がゼロの区域

※「一者提供」とは、当該単位区域で現に50%超の世帯をカバーする回線設備を設置し、その状態で1年超の期間、第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者が一者いること（省令第40条の6の2第2項、第40条の6の3）

## 一般支援区域

（法第110条の2第1項第1号）

### ●一回線当たりのコストが、平均的な収入見込額3,869円を上回る区域（区域収支が赤字）

## 特別支援区域

（法第110条の2第2項）

- ① 上記「3,869円を上回る額」が総務省令で定める額以上の区域。いわゆる**大幅な赤字地域**
- ② ①には該当しない、いわゆる**公設地域**
- ③ ①②には該当しないが、電気通信回線設備の世帯カバー率が50%以下の区域。いわゆる**未整備地域**

## 担当支援区域

（法第110条の3第2項）

- 総務大臣が第二種適格電気通信事業者を指定する際に併せて個別に指定する区域
- 事業者の業務展開エリアに支援区域の全部が含まれる必要（法第110条の3第1項第2号）
- 他の第二種適格電気通信事業者は存在しない
- 第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置された回線設備の世帯カバー率が、一般支援区域では50%超、特別支援区域では10%超（下図で「一定水準超」という。）

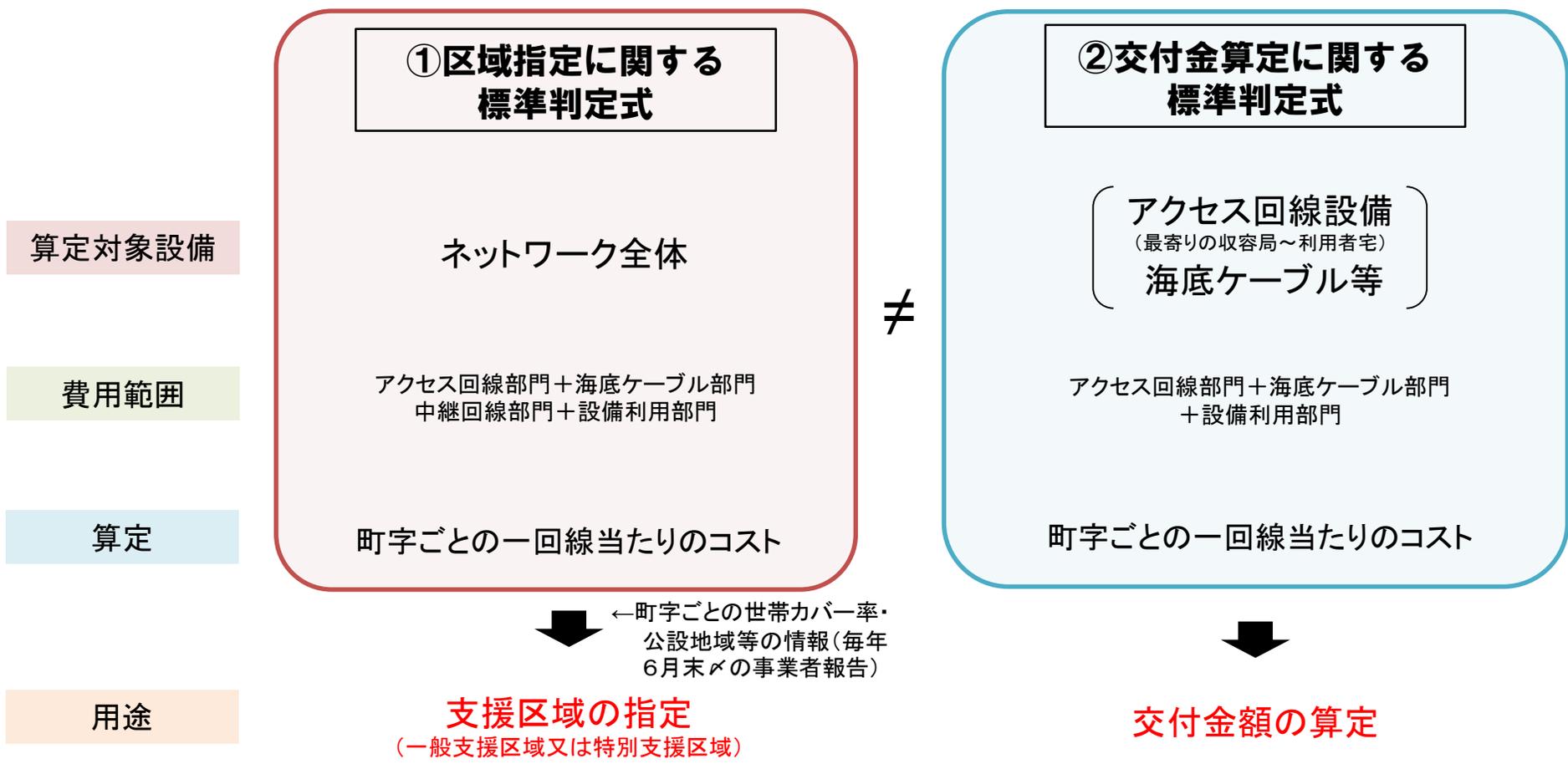
## 交付金の支援対象（法第107条第2号）

※一般支援区域では赤字事業者のみ（赤字分未満を補填）

一定水準超で第二号基礎的電気通信役務を提供している期間が1年を超えている

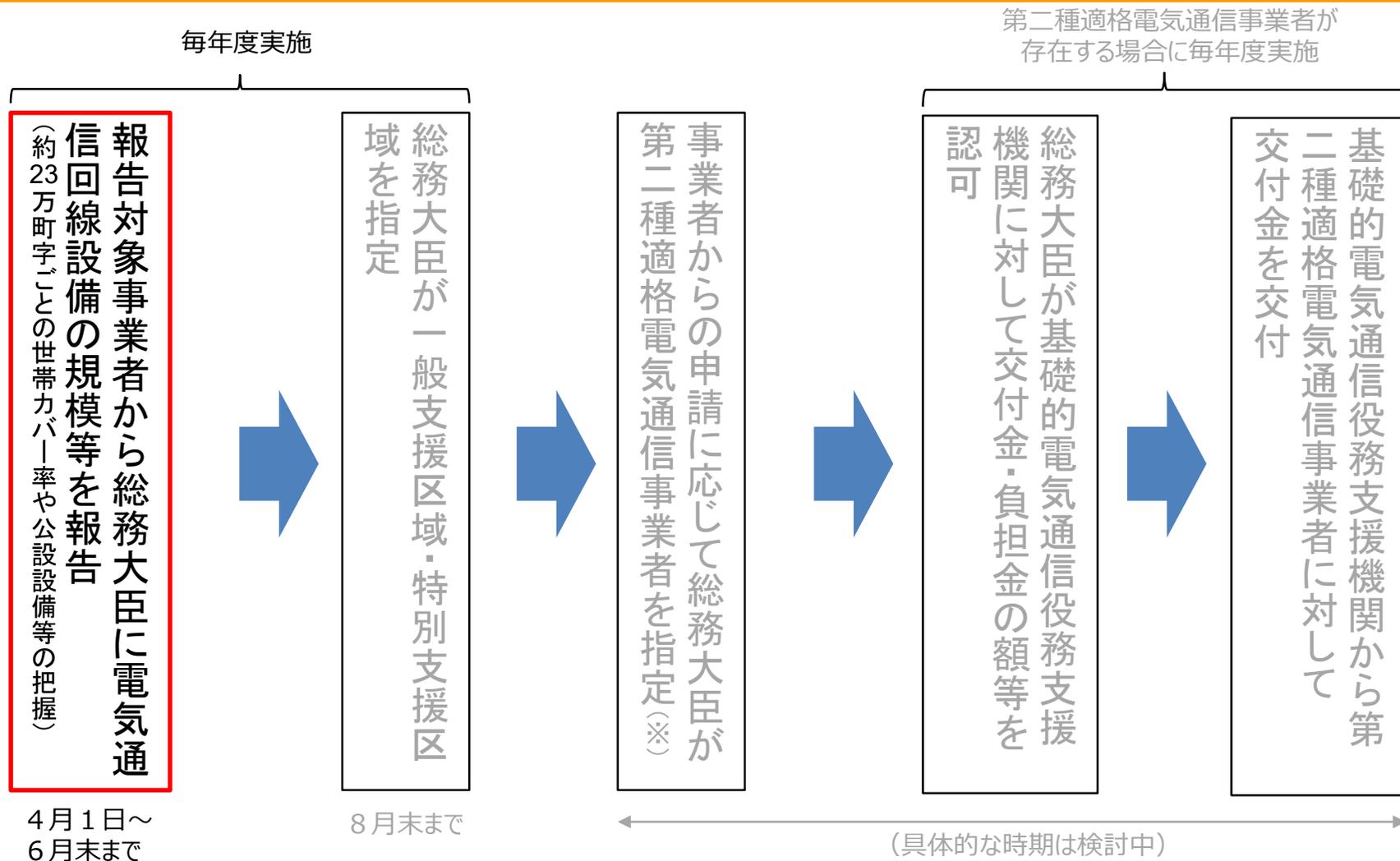
# BBユニバの提供に要するコスト算定の方法

- ✓ 実際費用による算定では、事業者固有の事情が含まれ、また未整備地域のコスト算定が不可能であるため、BBユニバ制度においては、**客観性を確保した、標準的な算定方法**が必要
- ✓ そこで、全国約23万町字の**町字ごとの一回線当たりのコスト**を算定する方法として、①**不採算地域（支援区域）**を特定するための**区域指定に関する標準判定式**、②**交付金算定に関する標準判定式**の2つを使用



# BBユニバ制度における交付金の交付までの一連の流れ

- ✓ 電気通信事業法第110条の2の規定による一般支援区域・特別支援区域の指定のために、電気通信事業法施行規則第14条の5の規定に基づいて、毎年度、電気通信回線設備の規模等の報告を実施。



- ✓ 交付金・負担金の算定方法等に関する省令等が未整備であり、令和6年3月の情報通信審議会の答申（スライド8～10）も踏まえ、現在、総務省の研究会等を通じ、詳細を検討中

※なお、その担当支援区域については、当該事業者が業務を展開するエリアと支援区域とが重なる部分について、総務大臣が指定する。

## 報告対象事業者

端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務（BBユニバ）を提供する電気通信事業者

## 報告内容

次の項目全てについて町字ごとに報告する ※ 町字…国勢調査に基づく約23万町字

### ① (R6.3月末時点における) BBユニバの提供可能世帯数割合

$$\text{町字ごとの提供可能世帯数割合} = \frac{\text{（自ら設置するアクセス回線設備を用いて）  
ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供可能な世帯数}}{\text{当該町字における全世帯数}}$$

### ② (R6.3月末時点において) 役務提供期間が一年以上であるか否か

### ③ 端末系伝送路設備の所有者が地方自治体か否か

### ④ R5.6.16時点におけるBBユニバの提供可能世帯数割合

### ⑤ R5.6.16時点において端末系伝送路設備の所有者が地方自治体であったか否か

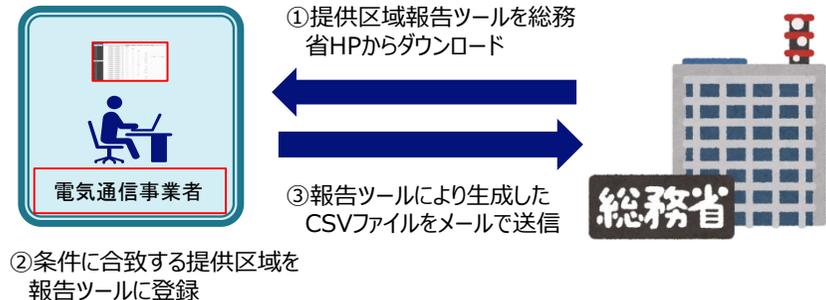
## 報告期限・期間

毎事業年度経過後三月以内（＝毎年度4月から6月末まで） ※ 無報告や虚偽報告の場合には罰則規定あり。

## 報告の方法

総務省HPに公開する「提供区域報告ツール」をダウンロードし、これを活用して総務省にメール提出（報告）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsu sin/universalservice/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsu sin/universalservice/)



## ● 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第百十条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
- 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。

② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二 前項第二号に該当すること。

③ 総務大臣は、一般支援区域が第一項各号のいずれかに該当しなくなつたとき、又は特別支援区域が前項各号のいずれかに該当しなくなつたときは、総務省令で定めるところにより、その指定を解除するものとする。

④ 総務大臣は、一般支援区域若しくは特別支援区域の指定をしたとき、又は当該指定を解除したときは、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

## ● 電気通信事業法（つづき）

### （報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者、第三号事業を営む者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者又は第三号事業を営む者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

### ②～⑧（略）

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 一～十六（略）

十七 第百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

#### 十八（略）

第百九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 一（略）

二 第百七十七条、第百七十九条、第百八十条の二、第百八十二条第二項又は第百八十五条から第百八十八条まで 各本条の罰金刑

## ● 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

### （第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等の報告）

第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。

一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

二 前号に規定する場合に該当し、かつ、第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が一年を超えないときは、その旨

三 端末系伝送路設備を所有する者が地方公共団体であるかどうかの別その他必要な事項

### ②（略）

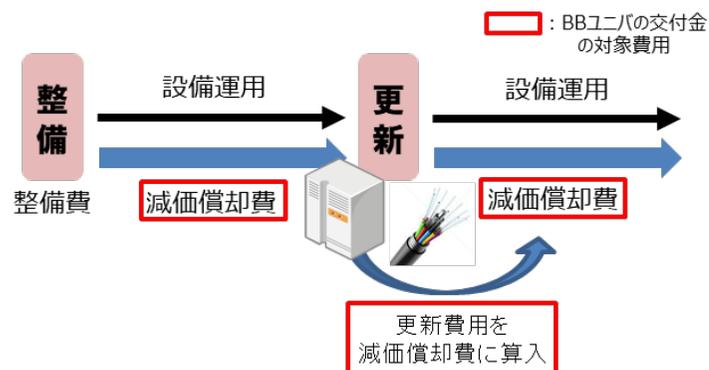
## 1. 基本的な考え方

- ブロードバンドサービス（BBサービス）の提供事業者は、自発的な申請により、支援区域でBBサービスを提供しつつ交付金支援を受けることから、支援区域からの撤退を回避するためにも、必要な維持管理費用を交付金で支援する算定方法を確立する。
- 未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進の副次効果を得るため、当該地域への必要かつ過大でない交付金を提供事業者に対して交付されるような制度的工夫が必要。
- 負担金の原資は、一義的には電気通信事業者が負担するが、それが最終的には利用者たる国民に転嫁され得ることに鑑みると、交付金・負担金の算定方法等は、交付金と負担金のバランスに配慮して決定。
- BBユニバ制度は、効率的な設備投資のほかに、技術中立的であることが重要であり、技術革新による新しい技術を用いたBBサービスの提供への意欲及びその設備更新への意欲を削ぐことが決してないように十分考慮。
- 本格的な制度の運用開始後に、運用状況等を踏まえ、BBユニバ制度の検証を実施し、必要に応じ見直しを継続することが適当。

## 2. 減価償却費の扱い

- 支援区域における設備更新費用は、基本的に、更新年度以降の減価償却費として、コスト算定の対象とする。

《イメージ図：ある町字の設備の運用状況》



## 3. 特別支援区域における未利用芯線の扱い等

- 未利用芯線等に係るコストは、コスト算定の対象とし、算定方法は、未利用芯線等に係るコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分することが適当。
- 交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないように、総務省において必要な措置を検討することが適当。接続料の算定方法について、交付金の具体的な算定方法や、交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、総務省において検討を継続することが適当。
- その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要。

## 4. 利用部門のコスト算定

- 宣伝費や、販売促進費といった競争対応費用は、電話のユニバーサルサービス制度（電話ユニバ制度）の考え方と同様に、コスト算定の対象外とする。
- 周知・広報についても、電話ユニバ制度の考え方と同様に、基礎的電気通信役務支援機関の支援業務費にBBユニバ制度に係る周知広報費を含めることを総務省において検討するのが妥当。

## 5. 他の役務と共用している設備等の費用の配賦基準

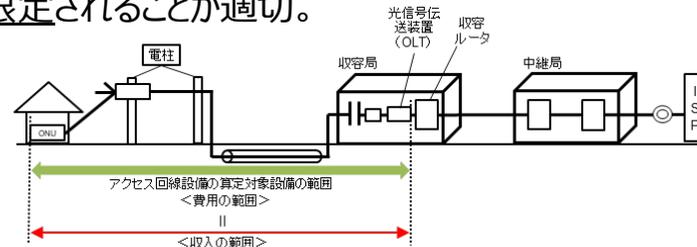
- 放送サービスと共用する設備は、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦し、一芯方式の場合は、通信に係るコストドライバは「2/3」とすることが妥当。（※技術中立性及び公平性の観点からRF方式・IPマルチ方式両方に適用）
- この一芯の場合における「波長数による按分」の考え方は、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要。
- この配賦基準は、FTTH及びCATV（HFC方式）に適用することとし、継続的に見直し。（※ワイ固専用型は、具体的算定方法の構築に向けた継続検討の中で併せて議論）

## 6. ベンチマーク方式におけるベンチマーク基準の設定

- 電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避する観点から、電話ユニバ制度の考え方を参考に、BBユニバ制度でも、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金による補填と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが妥当。

## 7. 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定

- 「収入」及び「費用」の範囲は、算定対象設備に対応する形で画定・限定されることが適切。



- 収入費用方式の適用は、一定の期間とすることを念頭に置き、また、令和4年改正電気通信事業法の施行日（R5.6.16）以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に整備された場合に限る。適用を受ける町字の費用などは公表されることが妥当。
- この適用等については総務省にて継続的に見直すことが妥当。

## 8. 基準となる「大幅な赤字額」の設定

- 電話ユニバ制度との制度間の複雑さ等を回避する観点から、電話ユニバ制度の考え方を参考に、BBユニバ制度でも、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金による補填と、最終的な国民への負担転嫁の可能性に配慮しつつ、適切な見直しも可能なベンチマークを総務省令等の中で策定することが妥当。
- 新規整備や公設設備の民間移行直後の「特別支援区域」は、サービス維持の観点から、同区域に指定され続けることが重要。しかし、交付金原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から、無条件に指定され続けるのは望ましくない。特別支援区域から外れるルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが電気通信事業者の予見性を確保する観点から重要。

## 答申概要③

## 9. 負担金に関する事項

- 負担金を負担する事業者は、その「前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額」が10億円超である者とされ、負担額はその「収益の額」の3%を上限とされている。
- この「収益の額」をどのように算定するかについては、電話ユニバ制度と同様の整理とすることが適当。
- また、負担金が納付期限までに納付されない場合、負担金と延滞金を合わせて納付する義務を負うところ、延滞金を算定するための延滞利息は、電話ユニバ制度と同様とすることが適当（一日当たり0.04%）。

## 10. その他負担金の算定方法等

- 負担金の算定対象外である「通信モジュール」については、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等を、MVNO等の意見も踏まえ、総務省にて検討する必要。
- ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網（ローミング網）を利用している場合のその役務は負担金の算定対象外とする。
- 周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合（例えば、携帯電話とBWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供している場合）、回線数は一カウントとして把握。
- 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスは、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告。
- 最終的な国民への負担転嫁の可能性を念頭に、負担額の算定方法が、利用者間で不公平な負担とならないように制度整備及び運用において十分に配慮。

## 11. その他

- 自治体における民間移行の際の課題や教訓等を、他の自治体にとって参照可能となるよう蓄積・整理の上、総務省において、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」の改正を含め、引き続き調査・検討等を進めることが重要。

## 12. 総括

- 社会全体のデジタル化の進展の中で、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療などのサービスが、一定の通信品質・速度・安定性を確保しつつ、原則として日本全国で、持続的に提供される必要性が増大していることから、BBサービスがユニバーサルサービスに位置付けられ、その提供を継続的に支えるための交付金・負担金の算定等の在り方について今回議論を深めた。
- 総務省、自治体、支援機関、電気通信事業者においては、相互に協力しつつ、BBユニバ制度の運用開始に向けて、適時適切に利用者へ周知・広報を重畳的に行い、この制度に対する理解を醸成し、運用開始後もこうした努力を継続することが重要。
- 常に変化する環境にも柔軟に対応していくために、交付金額と負担金額のバランスと効率性や技術中立性に配慮しながら、今後も、BBユニバ制度の在り方については、適時適切に見直しを行っていくことが重要。